

愛知県薬事審議会条例

昭和三十六年七月八日
条例第二十八号

(設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。）第三条の規定に基づき、愛知県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に三人以内の臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第四条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 薬事関係業者を代表する者
- 二 学識経験のある者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 消費者の意見を代表する者

2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決をする場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、愛知県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年十月四日条例第三十三号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第三十二号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十二号抄）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。